

海外からの一時帰国に伴う小・中学校への体験入学について

川越町教育委員会事務局学校教育課

《TEL:059-366-7121/k-kyoui@town.kawagoe.mie.jp》

海外生活をしているお子さんの帰国後の就学を円滑に行うため、現地校の夏休み等に一時帰国した際、体験入学先の学校との条件が合えば、町内の公立小・中学校に体験入学することができます。

ただし、日本国内のいずれかの市町村に住民登録をされた場合は、日本の学校に就学する義務が発生しますので、住民登録をされた市町村で正式な就学手続きをしていただくこととなります。

1. 受入れ校及び受入れ学年

滞在中の居住地の学区による指定小・中学校及び年齢相当の学年となります。

2. 体験入学期間

保護者との協議の上、1ヶ月以内の期間で校長が決定します（これ以上の期間を希望される方は、住民登録をして正式な就学手続きをしていただく必要があります。）。

また、行事等によっては、参加できないものもあります。

3. 受入条件

- (1) 川越町教育委員会の諸規則及び町立学校の校則を順守し、指示に従うこと。
- (2) お子さん、保護者ともに日本語での意思疎通ができること。
- (3) 体験入学中の学校管理下での事故・ケガ等の治療費は、日本スポーツ振興センターの医療費給付適用外の部分については全て自己負担となることから、旅行保険、個人保険等の任意保険に加入すること。ただし、国内で有効な社会保険に加入している場合は、この限りではない。
- (4) 教科書、教材費、給食費（給食希望者のみ）等の学習に必要な経費は、全額保護者負担となることについて承諾すること。
- (5) 結核高まん延国に6ヵ月以上居住歴がある場合は、国内で結核の精密検査を受診し、検診結果を提出すること。
- (6) 滞在先が川越町内であり、体験入学期間中、滞在先に保護者又は責任を持てる親族の方が一緒に滞在すること。

4. 入学後必要なもの

- (1) 教科書
原則保護者負担となります（余剰がある場合のみ貸与します。）。
※ 大使館等の在外公館で教科書の無償給与を受けている場合や、補習授業校等で教科書の給与を受けている場合は、給与された教科書を全て持参してください。
- (2) 学用品
学習教材、上履き、ノート類、筆記用具等学校生活において必要なものは、必ず事前に学校に確認の上、保護者で用意してください。
- (3) 昼食
 - ① 小学校では、学校給食を提供していますので、希望される場合は申請書に記入してください。《1食当たり 低学年 240円・高学年 250円》
 - ② 中学校では、家庭弁当かデリバリー給食かを1日単位で選択していただけます。デリバリー給食の詳細については学校へお問い合わせください。《1食当たり 280円》
※ ただし、食物アレルギーがある場合は、学校給食又はデリバリー給食の対応ができませんので、その場合は学校へ相談してください。

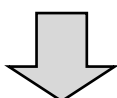
5. 注意事項

- (1) 学校生活において、何らかの配慮を必要とされる方は、必ず事前に教育委員会にその旨お申し出ください。

- (2) 体験入学許可書がお手元に届きましたら、保護者から直接学校に連絡をし、事前面談の日を決めてください。
なお、事前面談を体験入学初日の朝に行うことは、ご遠慮ください。
- (3) 保護者の方には安全確保のため、お子さんが通学に慣れるまでは通学途中の付き添いをお願いすることがあります。また、必要に応じて、保護者の方に来校していただく場合があります。
- (4) 体験入学中、学校生活に適應できない、またはクラス運営に支障が生じた場合は、体験入学をお断りする場合があります。
- (5) 児童生徒及び保護者が体験入学の趣旨または学校の校則等に従わないときは、体験入学の許可を取消す場合があります。

申請から体験入学開始までの手続き

申請

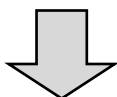


体験入学を希望する日の1ヶ月前までに申請書及び誓約書を川越町教育委員会事務局学校教育課に提出してください（メール可。親族の代理申請可）。

《メール送信先》k-kyoui@town.kawagoe.mie.jp

※ 帰国後、申請書及び誓約書に押印していただきます。

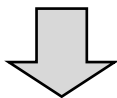
許可



教育委員会と学校でお子さまの受入れについて協議し、教育委員会から結果を連絡いたします。その際、受入れ可能な場合は、(仮)体験入学許可書を添付します。

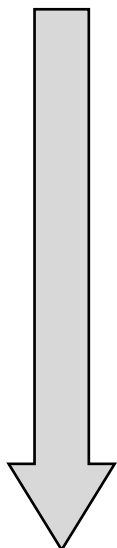
※ 正式な体験入学許可書は、帰国後、手続きが済み次第お渡しします。

許可後



(仮)体験入学許可書がお手元に届きましたら、個別に学校と連絡を取り、事前面談の日時、体験入学受入期間、通学、学校生活、必要経費等について確認をしてください。

帰国後



結核高まん延国に6ヵ月以上居住歴がある方は、事前に国内で結核検診を受診してください。

次に掲げる書類等を持参し、川越町役場3階学校教育課で手続きしてください。

- (1) 児童生徒のパスポート
- (2) 保護証明書（学校教育課に様式があります。手続き時にご記入ください。）
- (3) 日本スポーツ振興センター加入の同意書（学校教育課に様式があります。手続き時にご記入ください。）
- (4) 旅行保険、個人保険等の任意保険の保険証の写し又は社会保険被保険者証の写し
- (5) 結核検診問診票（学校教育課に様式があります。手続き時にご記入ください。）
- (6) 結核検診結果の写し（結核高まん延国に居住歴がある方のみ。）

手続き後、正式な体験入学許可書を交付します。

体験入学開始

指定された学校で体験入学許可書を提示してください。事前面談及び体験入学の受入れの手続きを済ませ、体験開始に係る確認をしてください。